

1 配分対象

被災により土砂流出した小規模崩壊地復旧事業の対象となる法面であって、その地域の被災者が合意の下に二次災害防止（建物や公共的空間等への被害防止）のためにその復旧に取り組むもの

2 配分額

小規模崩壊地復旧事業に係る申請者負担金の額（事業費の10%又は20%）

3 申請者

当該取組を行う者（複数の者の代表者でも可とします。）

4 申請方法

下記の必要書類を添付し、区役所市民部区政調整課又は企画総務局総務課へ提出

区分	提出書類
施工前	① 町内会・自治会（以下「町内会」という。）が二次災害防止のため、平成26年8月20日の豪雨災害により土砂流出した法面の復旧に合意していることを証する書類（町内会の総会、役員会、理事会の議事録等）
	② 町内会が被災者を構成員としていることを確認できる書類（町内会名簿、り災証明書等）
施工後	③ 広島市が発行する小規模崩壊地復旧事業に係る申請者負担金の領収書等の写し
	④ その他復旧の内容等に応じて確認が必要となる事実を証する書類

5 留意事項

- (1) 町内会の合意を証する書類があれば、原則、申請者の資格は問わないものとします。
- (2) その他の義援金の配分対象となるものは対象外とします。
- (3) 申請に基づき、配分を決定した際には、配分に係る決定通知書を交付の上、当該申請に係る取組が完了した時点で配分し、事前の配分は行いません。なお、自己資金の不足により代金の支払いができない場合は、工事完了報告書等の提出により、領収書の写しの提出に代えることもできますので、ご相談ください。